二十一　大気汚染対策緑地造成事業　独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団が実施した大気汚染対策緑地造成事業、産業廃棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に係る負担金として、当該年度において独立行政法人環境再生保全機構に支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（平成十三年度以前から実施されている大気汚染対策緑地造成事業にあつては〇・五）を乗じて得た額とする。

二十二　過疎法に規定する過疎地域等に準ずる地域であるため特別の財政需要があること。　次の各号のいずれかに該当する市町村（過疎法第二条第二項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市町村及び過疎法附則第五条第一項に規定する特定市町村（過疎法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）を除く。）について、市にあつては五七、〇〇〇、〇〇〇円とし、町村にあつては三〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。

一　四十年間人口減少率（国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・二三〇以上であり、かつ、財政力指数が〇・五一以下の市町村

二　四十年間人口減少率が〇・一八〇以上〇・二三〇未満であり、かつ、財政力指数が〇・四〇以下の市町村

三　四十年間人口減少率が〇・一三八以上〇・二三〇未満であつて、高齢者比率（国勢調査の結果による平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・三五〇以上又は若年者比率（国勢調査の結果による平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・一一〇以下であり、かつ、財政力指数が〇・五一以下の市町村

四　二十五年間人口減少率（国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・一六〇以上であり、かつ、財政力指数が〇・五一以下の市町村

二十一　大気汚染対策緑地造成事業　独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団が実施した大気汚染対策緑地造成事業、産業廃棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に係る負担金として、当該年度において独立行政法人環境再生保全機構に支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（平成十三年度以前から実施されている大気汚染対策緑地造成事業にあつては〇・五）を乗じて得た額とする。

二十二　過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域に準ずる地域であるため特別の財政需要があること。　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において「四十五年間人口減少率」という。）が〇・一五一以上又は国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において「二十五年間人口減少率」という。）が〇・一九〇以上であり、かつ、平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）が〇・五〇以下である市町村（過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村を除く。以下「準過疎団体」という。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額とする。

区分		額
四十五年間人口減少率が〇・二七〇以上の市町村	市	五五、〇〇〇、〇〇〇円
	町村	二九、〇〇〇、〇〇〇円
高齢者比率（国勢調査の結果による平成二十七年の人口のうち六十五才以上の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この号において同じ。）が〇・三一七以上又は若年者比率（国勢調査の結果による平成二十七年の人口のうち十五才以上三十才未満の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この号において同じ。）が〇・一二三以下		